

森林組合等の合併等に係る組織再編税制

1. 対象法人

森林組合、森林組合連合会

但し、非出資組合同士の合併、分割を除く。

2. 内容

法人の合併、分割等については、規模要件や特定役員要件などの一定の要件を満たしている場合、「適格合併」、「適格分割」等とされ、組織再編税制の適用を受けることができます。

上記法人同士が実施する合併、分割型分割(※)においては、「適格合併」、「適格分割」の要件が緩和されます。

※ 分割型分割は森林組合同士の吸収分割が該当します。

適格合併等の場合の課税

移転する資産は、帳簿価額(簿価)により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることができます。また、繰越欠損金を合併組合に引き継ぐことができます。

適格合併の要件

【通常の場合】

- ① 合併参加組合の行う事業が相互に関連するものであること
- ② 合併参加組合それぞれの売上金額、従業者数、出資金額等が、概ね5倍を超えないこと

【規模要件】

又は

合併参加組合それぞれの特定役員が合併後の特定役員となること

【特定役員要件】

- ③ 従業者の概ね8割以上が、合併後も従事すること
- ④ 事業が継続されること

森林組合
の場合

【森林組合等】

- ① 合併参加組合の行う事業が相互に関連するものであること

※ ②の規模要件、特定役員要件は適用されません。

- ③ 従業者の概ね8割以上が、合併後も従事すること
- ④ 事業が継続されること

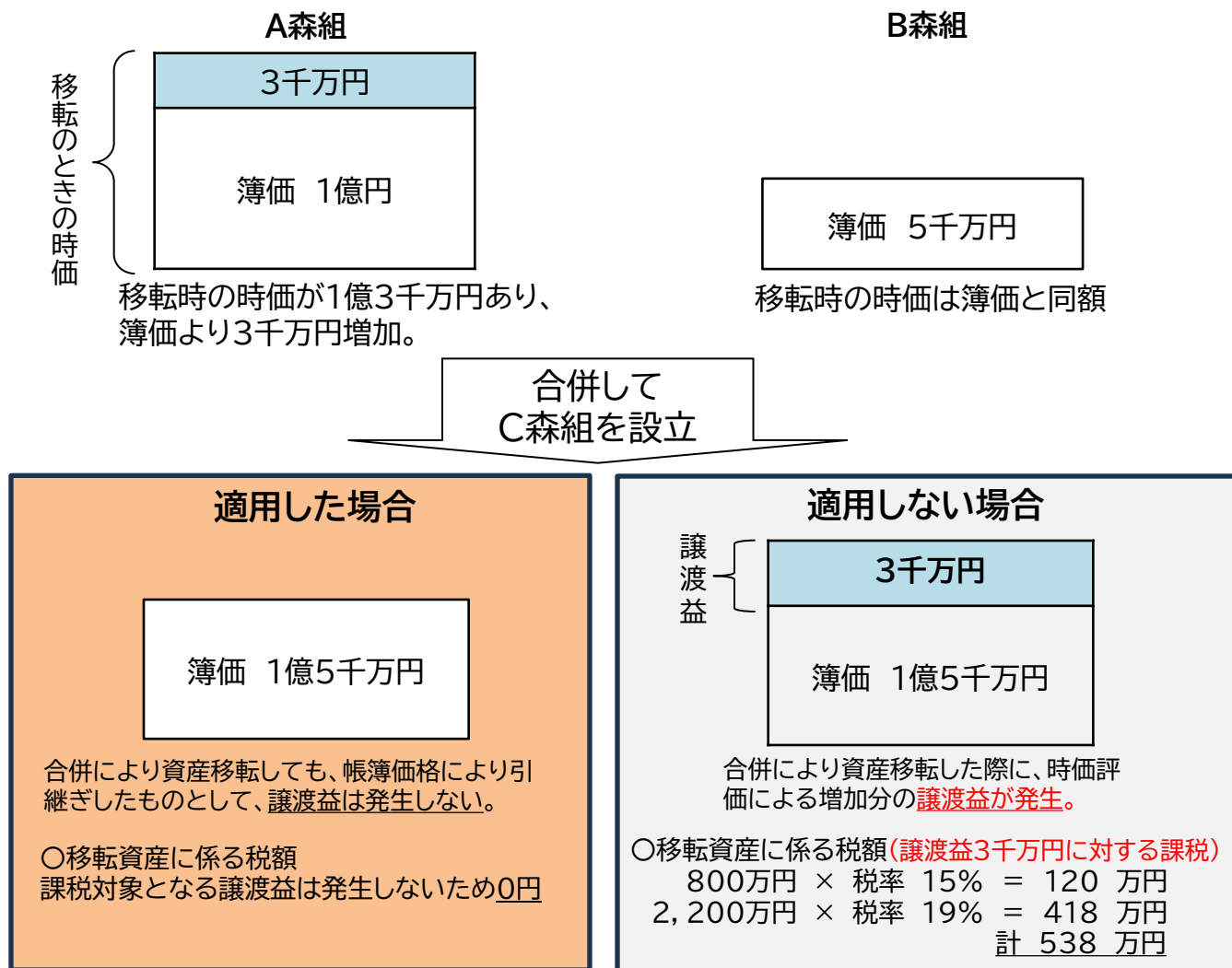
お問い合わせ先

林野庁経営課組合事業班
(代表) 03-3502-8111(内線)6083
(ダイヤルイン) 03-6744-2288

(参考)組織再編税制の効果

具体例①

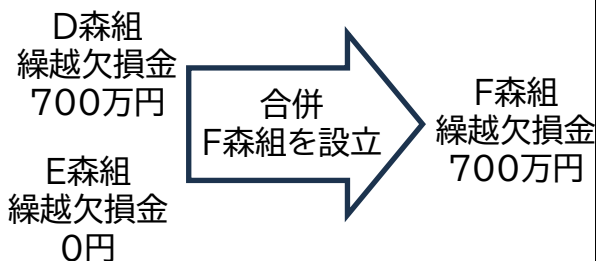
森林組合が合併するときは、その資産を帳簿価額で引き継ぐことができ、譲渡益が発生しませんので、課税を繰り延べることができます。



組織再編税制を適用した場合 約538万円の効果

具体例②

森林組合が合併する際に繰越欠損金がある場合は、合併組合に繰越欠損金を引き継ぐことができます。



合併組合の課税所得が800万円の場合 (法人税の例)

(適用した場合)

$800\text{万円} - 700\text{万円} = 100\text{万円}$
 $100\text{万円} \times \text{税率 } 15\% = 15\text{万円}$ 計 15万円

(適用しない場合)

$800\text{万円} \times \text{税率 } 15\% = 120\text{万円}$ 計120万円
 $120\text{万円} - 15\text{万円} = 105\text{万円}$

組織再編税制を適用した場合 法人税について105万円の効果